



2022年2月15日

各位

会社名 住友金属鉱山株式会社
代表者名 代表取締役社長 野崎 明
(コード番号 5713 東証第1部)
問合せ先 広報 IR 部 IR グループ長 豊山 大慈
(TEL 03-3436-7705)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続について

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月下旬に開催予定の第97期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「本対応策」といいます。）を更新しないことを決定するとともに、本対応策の有効期間満了時をもって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいいます。）を一部改定し、下記のとおり定めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、SMMグループ経営理念のもと、「資源」「製錬」に川下の「材料」を加えた3つのコアビジネスで成長戦略を推進している、日本では数少ない非鉄金属生産者です。銅・ニッケルなどの非鉄金属は、国民の生活を豊かにし、国の国際競争力を維持するために欠かせない素材の一つであり、その安定供給は、我が国の発展にとって極めて重要です。当社は、海外で非鉄金属資源の権益の確保に努めるとともに、国内外で複数の鉱山、製錬所および工場を保有・運営し、非鉄金属を生産し、安定供給を継続しており、これが当社の社会的責務であると考えております。また、当社が行っている資源開発や製錬プラント建設などの事業は、着手から完了までに長期間を要するため、その成果を享受できるまでの期間も長くなる事業特性があります。

一方、我が国は、世界有数の非鉄金属の地金生産国であり消費国でありながら、国内での資源確保は困難であり、そのほとんどを海外に依存しています。世界の非鉄金属資源は、スーパー資源メジャーによる寡占状態にあり、また、新興国の資源、エネルギー獲得意欲も衰えてはおりません。さらに、資源保有国における資源ナショナリズムの高まりや新規有望鉱山の高地化・奥地化・低品位化などによる開発難度の上昇により、資源の確保の難しさは、年々増しています。加えて近年、自動車の急速なEV化の流れにあって、電池材料としての非鉄金属の確保を巡って世界的な争奪戦が繰り広げられています。

このような当社の事業の特性や「資源」を巡る世界の動向等を勘案すると、国内外に有望な資源を保有する当社の株式について一方的に大量取得行為が強行されるおそれは否定できません。

また、我が国の金融商品取引法上の公開買付規制は、原則として市場内取引には適用されないため、市場内で大量取得行為が行われる際に対象会社やその株主が買収の是非について検討するのに必要な情報や時間の確保が必ずしも保障されているわけではありません。さらに、同公開買付規制は、部分公開買付けを容認するものであることなどから、強圧的買収などの濫用的な買収を必ずしも排除できるものでもありません。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、特定の者による当社株式の大量取得行為に関する提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が判断するのに必要な時間および情報を提供しないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものもあります。当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

以上の観点から、当社においては、2007年2月に、当社の株式について大量取得行為が行われる場合の対応策の導入を決定し、以後かかる対応策を更新してまいりました。このような当社の事業の特殊性等を踏まえた対応策の必要性は、現在においても変わっておりません。

しかしながら、昨今我が国においては、取締役会の同意を得ずに開始される株式の大量取得行為に対しては、実際に特定の者により大量取得行為に関する提案が行われた段階で、具体的な買収者の性質や当該提案の内容、当該大量取得行為の目的・態様・条件、その他の具体的事実関係を踏まえて買収防衛策等の対応策の必要性について株主の皆様の意思を確認する事例が増加しております。このような近時の動向および機関投資家との対話状況を踏まえ、当社は、具体的な買収者が登場していない段階で、一般的な目的での買収防衛策の更新を行わないことといたしました。当社としては、実際に特定の者が出現し、当社株式の大量取得行為に関する提案等が行われた時点で、必要に応じて、適切な対応策について株主の皆様にお諮りすることが望ましいと判断しております。

当社は、長期ビジョンで掲げた「世界の非鉄リーダー」を目指す基本戦略のもと、中期経営計画を推進することにより、当社の企業価値向上および株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大量取得行為が行われる場合には、大量買付を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を講じてまいります。

以上